

条例制定

■一般職の任期付職員の使用等に関する条例の制定

地方公務員の一般職の任期付職員の使用等に関する法律に基づき、一般職の任期付職員の使用等について、必要な事項を定めるものです。

質疑

今なぜこの時期にこの条例が必要になったのか。

答弁

現在、公立保育園の保育士で、部分休業を含む産休・育児を取得している者が増え、取得を予定している者も数多くいる。保育園運営に支障が出ているとの現場の声も聞いている。今回、任期付職員を採用することで、その事態を解消したい。

■文化会館の設置及び管理に関する条例の制定

佐屋公民館を用途変更し、文化会館として多目的な利用と効率的な運営を図るため定めるものです。

質疑

今回の変更によって想定されるメリット・デメリットは。

答弁

文化会館への転用のメリットは、利用回数が増え、利用収入の増加につながる。民間企業等の利用制限が原則的になくなり、多目的な利用が増加、施設の稼働率が向上する。市民の多様化するニーズ、要望にもこたえていくことができる。また、営利的な活動、政治的な活動、宗教的活動などの利用の拡大が図られる。デメリットは、利用回数の増加で、予約の段階で重複、競合することが想像される。

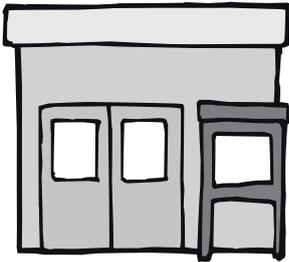
質疑

文化会館という形になり、営利活動等が全面に出てくるが、この場合の利用料はどうなるのか。規則で決まっているのか。

これまで公民館しかなく、利用が許可されてきたものが制限されることはないか。

答弁

規則案で、営利の目的の場合には2倍、入場料の徴収かつ営利目的の場合には2.5倍と新規に設ける。倍数については、近隣の例を検討した。公民館への影響は、今のところ想定をしていない。



条例改正

■税条例の一部改正

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不申告に関する過料の見直し及び寄付金税額控除等の見直しが行われたことにより、改正するものです。

質疑

NPO法人への寄附金の税額控除は、どんな条件が付されるのか。

NPOへの指導や周知、市民への周知は。

答弁

国が認める認定要件もあるだろうが、県と県内市町村で対応を協議している段階。周知については、指定のルールが確定した段階で、広報やホームページにいち早く行う。

質疑

過料を現行3万円から10万円にすることは、納税者の権利を尊重する上で、バランスを欠き、懲罰的な中身ではないか。

答弁

平成22年度に罰則についての国税の改正が行われ、地方税は、平成23年度改正で、国税の罰則との均衡を考慮し、改正が行われた。

■学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正

学校給食佐屋センター及び学校給食立田センターを統合し、新しい学校給食センターを設置することにより、改正するものです。

